

各作業部会 経過報告書

■ 特定空家等協議部会の開催概要

第1回	令和2年11月6日(金)	① 特定空家等協議部会の運営について ② 特定空家等判定基準の確認 ③ 特定空家等候補について(2件)
第2回	令和3年6月24日(木)	④ 特定空家等の進捗について ⑤ 特定空家等に向けての助言
第3回	令和3年10月22日(金)	⑥ 東久留米市空家等対策庁内検討委員会からの報告

◇ 特定空家等協議部会 経過

① 特定空家等協議部会の運営について報告

特定空家等協議部会(以下、協議部会。)の位置づけを確認していただくため、協議部会に東久留米市空家等対策計画(以下、計画。)に掲載の図を基に事務局より説明を行う。協議部会より、「現在どの時点の協議をしているのか」が解るようにしながら、協議部会を進めていく必要があるとの意見をいただく。

② 特定空家等判定基準の確認

協議部会でも報告をした判定基準について改めて確認をいただくため、事務局より説明を行う。合わせて、この基準を基に特定空家等を市が認定すること及び認定までの間、協議部会より認定に際し適宜助言をいただくことも説明。

③ 特定空家等候補について検討

事務局より、特定空家等の候補として、2件(浅間町、下里)提示し、検討をいただいた。

ケースの特徴 2件ともに、現時点で所有者が特定できない案件であることを説明。

協議部会としての助言 専門機関への所有者等調査を行うよう助言があり、事務局として、助言に基づき、専門家へ所有者等調査を依頼することとした。

④ 特定空家等の進捗について

所有者等調査を、専門機関である司法書士会に委託した結果を事務局より報告。

調査の結果、特定空家等候補2件については「相続人は不存在である」。

⑤ 特定空家等に向けての助言

事務局による現地調査の写真などによる現状の説明

協議部会としての助言 特定空家等認定の流れに沿い、候補2件について、庁内の検討に進むよう助言。

⑥ 東久留米市空家等対策庁内検討委員会からの報告

事務局より、特定空家等候補の2件について、庁内での総合的な判定結果を報告。

ケース① 浅間町 現時点では特定空家等には当てはまらないが、引き続き特定空家候補として注視する。

ケース② 下里 外壁の穴・剥落など現段階で、特定空家等に該当すると判断。

■ 有効活用部会の開催概要

第1回	令和2年11月13日(金)	① 総合相談窓口について ② 自治会等地域との連携について ③ 空き家バンクについて
第2回	令和3年3月29日(月)	//
第3回	令和3年8月30日(月)	③ 空き家バンクについて ④ 空家等対策啓発チラシについて

◇ 有効活用部会 経過

事務局より①から④の各議題の取組状況等を報告し、有効活用部会(以下、活用部会。)にてご議論いただいた。今後も、上記議題を継続して議論していく。

① 総合相談窓口について

事務局で作成した相談窓口のリーフレット(案)を提示し、ご意見等をいただいた。事務局より相談窓口啓発チラシの配布や啓発状況、これに伴う環境政策課への相談件数を説明し、内容や啓発方法について部会よりご意見等をいただいた。所有者やその子等に広く啓発する必要を考え、駅等でのポスター掲示や自治会・地域包括など様々な方法で啓発活動を行う必要があるとのご意見等をいただいた。

② 自治会等地域との連携について

コロナ過による訪問等ができていない旨の説明。所有者や地域に対して「空き家になる前の注意喚起」を中心とした啓発チラシを作製し、自治会や地域包括、市の把握している空家等などへ色々な媒体を使用し啓発しつつ、自治会連合会での説明や自治会の組織を活用した取り組み方法を検討し進めるべきとのご意見等をいただいた。

③ 空き家バンクについて

事務局より全国版空き家バンクの制度等について説明。導入に向けての課題等として、主に貸したい方・借りたい方の結びつけに関する事や、結びついた際の契約に関する事、空き家バンク設置後のバンクの活用に関する事といった趣旨のご意見をいただいた。

改めて事務局より「東久留米市の空き家バンク」のイメージ・要件を説明し、東京都の他自治体の取組状況を提示。空き家バンク設置のルール把握と整理が必要であるご意見をいただいた。

なお、空き家バンクの設置にあたり、不動産の専門的な内容や契約、協定先などについて、不動産を専門とする部会長および下村委員と調整を行っており、「東久留米市空き家バンク」の骨子を整理し、次の部会で検討を行う予定である。

④ 空家等対策啓発チラシについて

事務局より、チラシの配布や啓発の取り組みについて報告。チラシの対象を所有者のみならず、所有者の子などの「空家予備軍」等も対象とした啓発チラシを作製していく。

部会としては、すぐに「東久留米市」のチラシであり、民間の広告でないことがわかること。また、空き家に対するチラシであることがわかるように工夫するようにご意見をいただいた。